高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種について

定期接種とは、「予防接種法」という法律に基づき市町村が実施する予防接種のことです。

対 象 者

●令和２年度に以下の年齢になる方。【生年月日をご確認ください】

	年齢	生 年 月 日
	６５歳	昭和３０年４月２日～昭和３１年４月１日 生まれ
経過措置対象者	７０歳	昭和２５年４月２日～昭和２６年４月１日 生まれ
	７５歳	昭和２０年４月２日～昭和２１年４月１日 生まれ
	８０歳	昭和１５年４月２日～昭和１６年４月１日 生まれ
	８５歳	昭和１０年４月２日～昭和１１年４月１日 生まれ
	９０歳	昭和　５年４月２日～昭和　６年４月１日 生まれ
	９５歳	大正１４年４月２日～大正１５年４月１日 生まれ
	１００歳	大正　９年４月２日～大正１０年４月１日 生まれ

●接種当日６０歳～６４歳の新居浜市民の方で、

①心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害を有する方
（自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害）
②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方
（日常生活がほとんど不可能な程度の障害）

●今までにワクチンを接種したことがない方。

＊すでに「２３価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は、対象となりません。

実 施 期 間

令和２年４月１日～令和３年３月３１日まで

●対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。
●公費助成の有無やその内容は、お住まいの市町村で定められています。

持 っ て 行 く も の

●健康保険証または後期高齢者医療保険証　●予診票・接種券　●接種記録カード
●自己負担金 ： ４，０００円（生活保護世帯は無料です。）
●該当する方は、身体障害者手帳、生活保護受給証明

ご予約が必要となります。
ご希望の方は、お早めにお申し込み下さい。

地域医療に貢献します
はぴねす内科クリニック
新居浜市一宮町二丁目6番72号
TEL (0897) 35-3001・FAX (0897) 35-3002